

3 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 安全な暮らしの確保

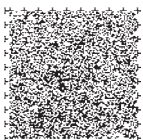
① 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、広報啓発活動を充実するなど、保護対策を推進するとともに、障がいのある人を交通事故から守るため、障がいのある人に配慮した交通安全の知識の普及・発信活動を推進する必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の保護対策の推進
 - ・ 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。
 - ・ 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。
 - ・ 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。
 - ・ 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。
- 交通安全対策の推進
 - ・ 関係機関・団体と協力しながら、障がいのある人を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。
 - ・ 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がいのある人に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。
 - ・ 障がいのある人を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します。



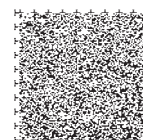
② 防災対策・災害発生時の支援の推進

現状と課題

- 長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。
特に、近年は気象災害が激甚化・頻発化する傾向があり、災害からの逃げ遅れをなくすためには、災害時に、支援を必要とする障がいのある人に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- 障がいのある人に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者の中には、障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。
- 県が令和4年に実施した調査結果によると、災害時に不安に感じることとして、避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安であるという人が38.8%、大勢の人の中で避難所生活をするに不安があるという人が38.0%います。
- 市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がいのある人個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関と協力しながら行うことが求められています。
- 災害時には、災害ボランティアの力が不可欠であり、迅速かつ的確に災害ボランティア活動が行われるような支援が必要となります。

施策の展開・方向性

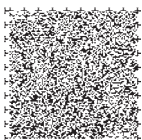
- 個別避難計画作成の支援
 - ・ 災害に備え、的確な情報提供を行うとともに、住民主体で作成した「災害時住民支え合いマップ」の成果を活かした、市町村における個別避難計画作成の推進及び防災を学ぶ信州防災アプリの活用等により、災害弱者をはじめ県民の適切な避難行動を支援します。
- 要配慮者利用施設における防災対策の推進
 - ・ 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。

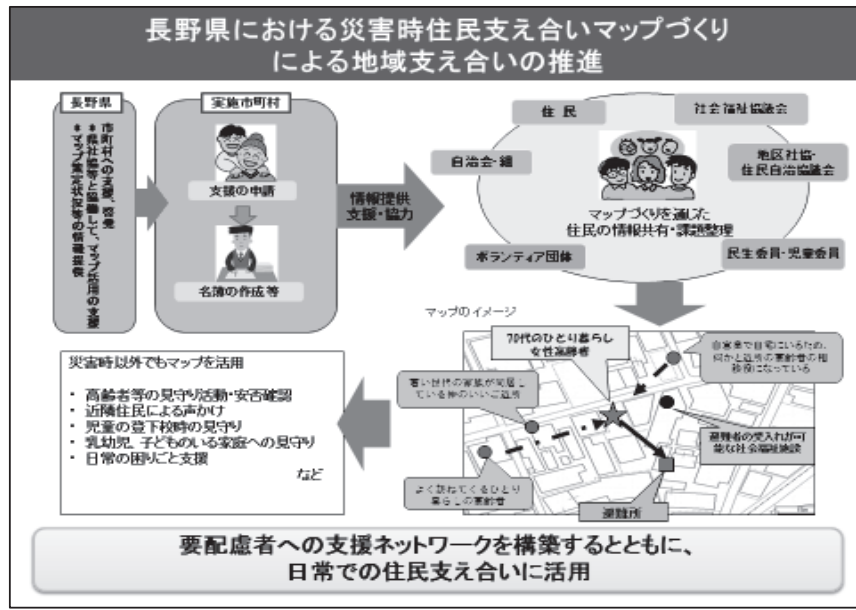


- 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域[※]や土砂災害警戒区域[※]など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。
- 福祉避難所の運営体制の充実
 - 災害が発生した際に、障がいのある人等の要配慮者を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います。
- 災害拠点となる施設等の充実
 - 病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。
- 災害ボランティア活動の推進
 - 災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
市町村の個別避難計画作成への支援	市町村による個別避難計画作成に対し、助言・情報共有を実施	市町村	43	77
福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村による福祉避難所の設置・運営訓練の実施要請及び助言	市町村	8	77
多数の者が利用する施設の耐震化	耐震化割合 ※「長野県耐震改修促進計画（第三期）目標」	%	92.5 (令和2年度)	95.0 (令和7年度)





【用語解説】

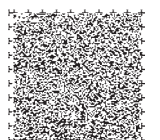
- ※浸水想定区域：河川管理者である国又は県が指定した、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- ※土砂災害警戒区域：県が指定した、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

① 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物をしたり、食事に出かけることができるよう、駅舎や歩道など県民生活に密着した公共建築物や交通安全施設などに対するバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定に基づき、公共交通事業者に対して旅客施設、車両等のバリアフリー化への対応が推進されており、事業者が行う施設等の整備への支援を一層充実していく必要があります。
- 令和5年度に39の都市計画区域のうち29の都市計画区域について、誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立ち、都市計画区域マスタープランの圏域化を行いました。



残りの10都市計画区域については、令和4年度に都市計画の基となる都市計画基礎調査が完了したことから、この調査結果等を踏まえて、都市計画区域マスタープランを圏域化していくことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進をしていく必要があります。

- 障がいのある人などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むように「長野県福祉のまちづくり条例」で、整備の基準を示しています。

低床バスの普及台数（台）

	H29	H30	R元	R2	R3
車両総数	994	1029	1033	895	855
うち低床バス	312	355	396	375	365
普及率※（％）	49.3	50.9	56.7	62.6	66.0

※適用除外認定車両は除く

（国土交通省ホームページより）

駅舎のバリアフリー化（乗降客数 3,000人以上）

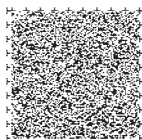
	H29	H30	R元	R2	R3	R4
整備数※（駅）	23	23	21	19	19	17
整備率※（％）	88.5	88.5	87.5	95.0	95.0	94.4

※乗降客数の変動に伴い、集計対象となる整備数及び整備率は変動する

（交通政策課調べ）

施策の展開・方向性

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・ 建築物のバリアフリー化を始めとする福祉のまちづくりを推進します。
 - ・ 信州パーキング・パーミット制度*の協力区画を増やすため、企業等への協力依頼活動等、普及・啓発を推進します。
 - ・ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの圏域化を行います。
 - ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」を、あいサポート企業・団体と連携して推進します。また、誰もがバリアフリー情報を簡単に取得できるよう、効果的な取組について研究します。
- 交通バリアフリー化の推進
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動

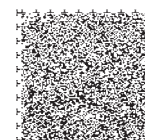


対策の総合的な整備の促進を図ります。

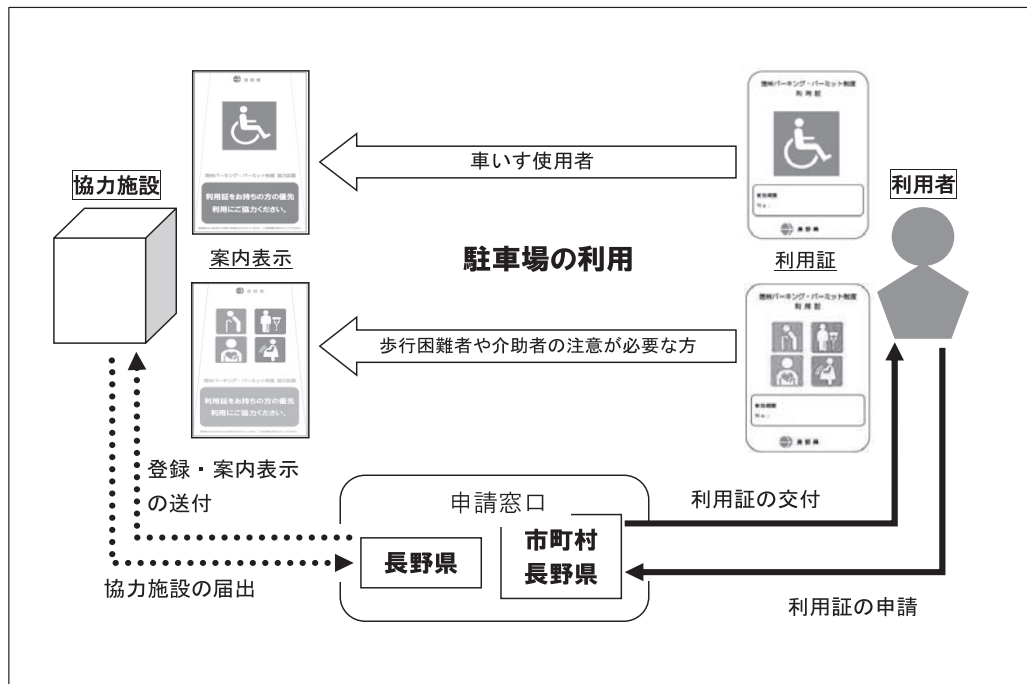
- 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。
- 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。
- 無線通信手段 Bluetooth を活用し、専用アプリケーションをダウンロードしたスマートフォン等に対し、信号情報を振動や音声などにより提供する歩行者等支援情報通信システム（高度化 PICS）の整備を推進します。
- 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。
- 障がいのある人が活動範囲を広げられるよう、歩道の設置や歩道の段差切下げ、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、歩道のバリアフリー整備を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
都市計画区域マスタープランの圏域化	誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの圏域化	区域	29 (8圏域)	39 (10圏域)
低床バスの普及	低床バスの導入に対して助成し、障がい者等の移動手段を確保	%	66.0 (令和3年度)	100 (長野県新総合交通ビジョンの目標値を準用)
交通安全施設等整備	視覚障がい者用付加装置信号機	箇所	462	494
	音響式歩行誘導装置信号機	箇所	388	405
	高齢者等感応化信号機	箇所	107	121
	PICS（歩行者等支援情報通信システム）	箇所	14	40
	歩者分離式信号機	基	479	496
	歩道設置	km	687	750
無電柱化推進	電線共同溝設置	km	42.6	45.5
歩道リメイク	歩道段差切下げ	箇所	1,969	2,130
交通安全対策	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	km	31.8	38.7



「信州パーキング・パーミット制度」利用手続の流れ



【用語解説】

※信州パーキング・パーミット制度：公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度。

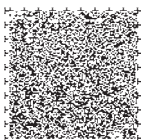
② 住宅の整備に対する支援

現状・課題

- 障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上と家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

施策の展開・方向性

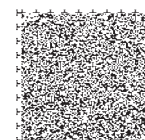
- 障がい者にやさしい住宅改良の促進
 - ・ 日常生活をできる限り自力で行えるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように、居室等のバリアフリー化を行う市町村を支援します。
- バリアフリー化の推進
 - ・ 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がいのある人等に配慮した住宅の整備を進めます。



- ・ 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす利用者向け住宅の整備を行います。
- ・ エレベーターがない5階建住棟の既設県営住宅において、エレベーターの整備を進めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
県営住宅の建替・改修	バリアフリー化	戸	2,681	2,860
県営住宅のエレベーター設置（既設5階建）	エレベーター整備	戸	442	682



4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

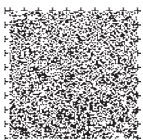
① 一般就労の促進

現状と課題

- 県内の民間企業における障がいのある人の実雇用率は、令和5年6月1日現在、2.42%で、全国平均2.33%を上回っていますが、法定雇用率（2.3%）に達していない企業が37.7%あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 法定雇用率は令和6年4月から2.5%へ、令和8年4月から2.7%へ段階的に引き上げられることから、雇用促進に努める必要があります。
- 障がいのある人がその能力や適性に合った仕事に就き、やりがいを持って仕事に取り組めるとともに、自らのライフスタイルを実現することができるよう、それぞれの障がいの特性に応じた支援の充実及び強化が求められています。

施策の展開・方向性

- 一般就労に向けた相談・マッチング支援等の充実
 - ・ 就労支援に当たっては、本人の希望、就労能力、適性等に合った就労選択ができるよう支援するアセスメントが重要であるため、アセスメント支援員の配置による事業者支援の充実など、県内のアセスメント体制の強化を図ります。
 - ・ 女性や若者、障がいのある人の就労を総合的にサポートする「地域就労支援センター」において、就職困難者と事業者とのマッチング等の実施により、就労を希望する全ての障がいのある人に対する、就労に関する相談体制の充実を図ります。
 - ・ より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就労支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。
 - ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度（トライアル雇用制・ジョブコーチによる支援等）の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。
 - ・ 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労促進と企業側の雇用促進を図ります。
 - ・ 特別支援学校において、企業等への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業等への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技



能検定の実施等を総合的に推進します。

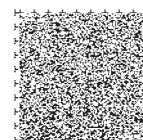
- 特別支援学校の進路指導委員会（特別支援学校校長会との共催で設置）において、進路指導主事を対象とした学習会等を開催し、進路指導に関する資質向上を図ります。
- 全ての公立高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援教育に関する研修会の開催や、地区別協議会（10 地区）において先進的な取組の共有・諸課題に関する意見交換等を行い、資質の向上を図ります。

○ 障がいのある人に対する就労支援

- 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、地域の就労支援機関と連携しながら就労支援及び就労後の職場定着を図ります。
- 主に知的・精神障がいのある人を「チャレンジ雇用職員」として県が最長3年間雇用し、障がいのある人の雇用機会の拡大を図るとともに、県における就業経験を活かして企業等への就職につなげます。
- 盲人ホーム*での専門的な技術指導を通じて、あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がいのある人を支援します。
- 障がいのある人の在宅就労を促進するため、「障がい者ITサポートセンター」において情報収集、企業開拓を進めるとともに、体験講習会等の開催や情報提供を行います。

○ 企業等に対する障がいのある人の雇用促進

- 関係機関が連携して、企業における障がい特性に合った対応方法や障がいに配慮した職場づくりのノウハウ等を共有する仕組みをつくり、障がいのある人の就労定着の支援に取り組みます。
- 障がいのある人を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がいのある人の雇用を促進します。
- 企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がいのある人の就労と企業による障がいのある人の雇用を双方から支援します。
- 長野県発達障がい者支援対策協議会の体制を充実し、企業における働きやすい環境づくりなど、就労に関する課題を検討します。



達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	7,351	8,455 (令和9年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	人	314 (令和3年度)	455 (令和8年度)

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
地域就労支援センター事業による就職者数	就職困難者と人材が不足している事業所とのマッチング等を実施。 (センター利用者の就職決定率)	%	—	20.0

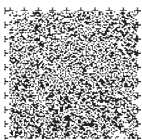
【用語解説】

※盲人ホーム：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営や雇用されることの困難な視覚障がいのある人に必要な技術指導を行うことにより、その自立を図ることを目的とする施設。

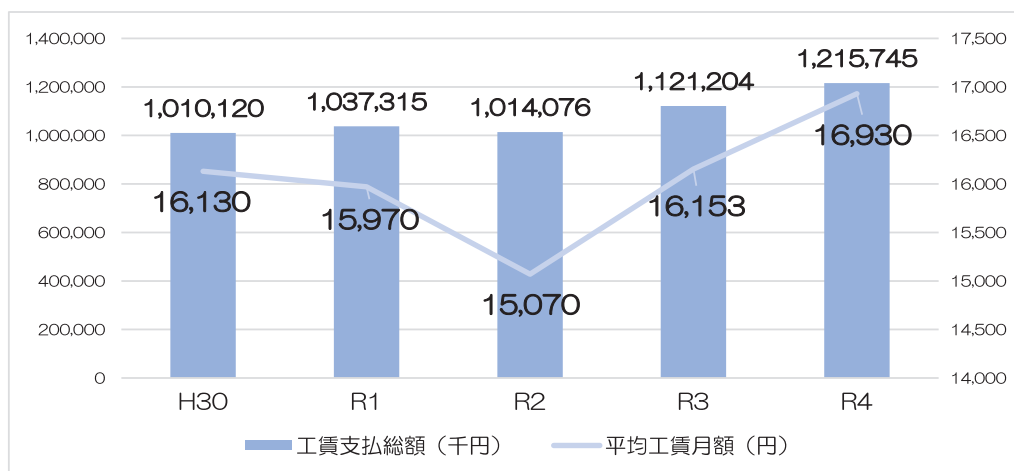
② 福祉的就労の支援

現状・課題

- 県内の就労継続支援B型事業所で就労している障がいのある人の令和4年度月額平均工賃は16,930円です。障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには不十分な状況です。
- 平成18年度から工賃アップに向けた取組を行い、平均工賃月額は着実に増加してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況の悪化や事業所の生産活動が停滞した影響から、多くの事業所において工賃が一時減少しました。その後も、物価高騰の影響を受け、事業運営は厳しい状況が続いています。今後も販路の拡大、物品・サービスの質の向上や職員の支援力の向上のための取組の継続が必要です。



月額平均工賃及び工賃支払総額の推移



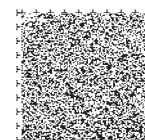
(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 工賃アップに向けた取組の強化
 - ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携促進と協力体制づくりを支援します。
 - ・ 地域の企業等と事業所間の連携促進等の支援を行うコーディネーターを配置し、工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所の取組を支援します。
 - ・ 外部講師を招いて経営手法や工賃アップの成功事例等についてのセミナーを開催し、事業所の管理者や担当者に工賃アップのノウハウ等を提供することで取組の支援を行います。
- 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
 - ・ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、市町村等との連携や民間企業等に対する物品調達等の働きかけを行うことにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
福祉就労強化事業	地域連携促進コーディネーターの配置、共同受注等強化支援、民間技能活用支援、農福連携の促進(月額平均工賃の向上)	円	16,930	22,000



③ 農林業分野における就労支援

現状と課題

- 人口減少や高齢化等により担い手が不足している農林業分野の課題と、障がいのある人の新たな就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」・「林福連携」の取組が広がってきています。
- 県では、平成 26 年度から農福連携コーディネーターによる農家等と就労継続支援 B 型事業所等とのマッチングや農作業現場で技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣を行うとともに、農福連携により生産された農産物を販売する「農福マルシェ」を開催して、障がいのある人の就労機会の拡大や工賃向上に一定の成果を上げています。

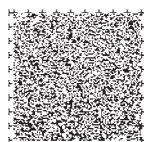
農業に取り組む事業所の月額平均工賃の状況

年度	就労継続支援 B 型事業所（全体）	
		うち、農業に取り組む事業所
令和 2 年度	15,070 円	15,824 円
令和 3 年度	16,153 円	16,999 円
令和 4 年度	16,930 円	17,886 円

- 事業所と農業者をつなげるため、令和 3 年度からマッチング機会を創出するための「お試しノウフク」の実施や、障がいのある人向けの作業マニュアル等を作成することで、農作業に取り組む事業所の拡大を図りました。今後は農業者に対して更なる取組の認知度向上と、障がいのある人に働いてもらいやすい環境づくりの普及が求められています。
- 今後は、障がいのある人が地域で自立して生活するために、農業法人等への就業や農業に携わる障がいのある人に対する支援が必要です。

施策の展開・方向性

- 農福連携・林福連携による障がいのある人の就労の推進
 - ・ 作業を依頼したい農業者と生産活動の充実を図りたい事業所とのマッチング等により、農業に取り組む事業所等への支援を強化します。
 - ・ 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「日本農福連携協会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。



- ・ 農業分野での就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを、研修会の開催や資料提供により農業者や市町村、JA 等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就労を支援していく取組を進めます。
- ・ 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や身体面や精神面に与える好影響、農林業にとっては担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
農福連携による支援	就労継続支援 B 型事業所に対する農業分野の就労支援	農業に取り組む事業所	151	180



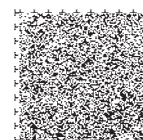
障がい者就労支援事業所と産地をつなぐため、種子用大豆の選別作業のポイントを、障がいのある人が取り組みやすいようにまとめたマニュアルを作成

(2) 社会活動への参加支援の充実

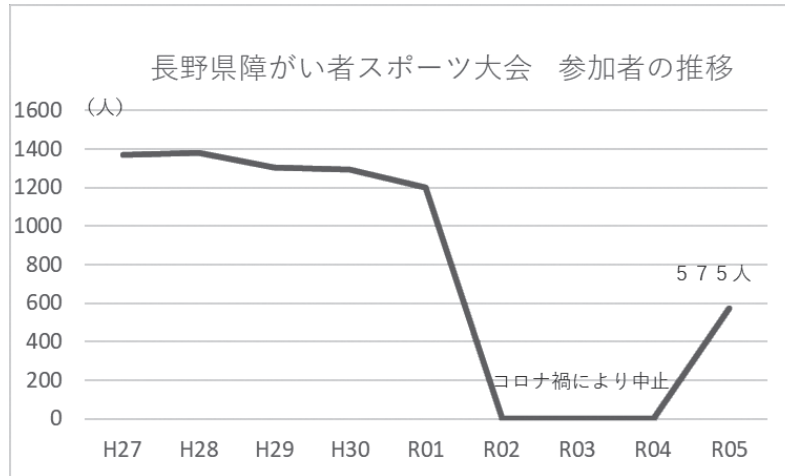
① スポーツの裾野拡大と競技力向上

現状と課題

- コロナ禍前から県障がい者スポーツ大会^{*}などに参加する障がいのある人の人数はやや減少傾向にありましたが、コロナ禍でますますスポーツをする機会が失われ、また、学校卒業後に、スポーツへの支援や情報提供が希薄になり、障がいのある人のスポーツ離れが進んでいます。
- 身近な地域においてスポーツを楽しむ環境を整えるため、コーディネーターの配置やパラスポーツ指導員の養成、サンアップルのスポーツ教室等の取組を通じて、スポーツの普及拡大に取り組んでいます。



- 信州やまなみ全障スポに向け、障がいの種類や程度に応じ活躍できるよう競技力の向上を図る必要があります。また、団体競技の一部は、チームが編成できていない状況にあるため、選手の発掘・育成を進めていく必要があります。



施策の展開・方向性

- スポーツに親しむ環境づくり

信州やまなみ全障スポを契機に、一人でも多くの障がいのある人が大会に向けて、また大会後も継続してスポーツに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりを推進します。

- 地域におけるパラスポーツの定着

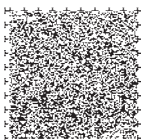
障がいのある人がその障がいの程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、身近な地域でスポーツを楽しめるよう、パラスポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等へのパラスポーツの知識と理解の普及を進めます。

- パラスポーツの支援体制の充実

パラスポーツ指導員・スポーツ推進委員^{*}やボランティアに対し、活躍の場となる大会・体験会等の情報提供をするなど、パラスポーツの普及や発展に積極的に取り組めるよう支援します。

- 信州やまなみ全障スポに向けた競技力向上

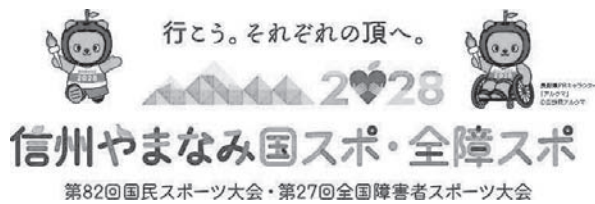
(公財)県障がい者スポーツ協会と連携し、信州やまなみ全障スポで本県選手が活躍できるよう選手育成を行い、大会終了後も、継続して競技力の向上が目指せる環境づくりに努めます。



- スポーツの機会の拡大
地区及び県障がい者スポーツ大会やコーディネーターなどが開催する体験会により多くの障がいのある人が参加できるよう、大会等の魅力アップを図ります。
- 障がい者福祉センターによる支援
障がい者福祉センター（サンアップル）やサンスポートにおいて、スポーツ教室やレクリエーションの機会を充実し、パラスポーツの裾野拡大を図ります。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
信州やまなみ全障スポに向けた競技力の向上	ブロック予選を突破して全障スポに出場する団体競技数(障がい種別、男女別 全12競技)	競技数	1	6
障がいのある人のスポーツ参加促進	障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブの割合	%	31.9	50.0



【用語解説】

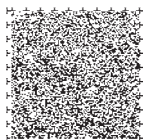
※県障がい者スポーツ大会：翌年の全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて開催する県内最大規模の障がい者スポーツ大会。例年、選手、審判員、ボランティア等あわせて約1,000名が参加。

※スポーツ推進委員：スポーツ基本法に基づいて市町村長から委嘱される非常勤の職員（県内で約1,000名）。スポーツに関する地域のコーディネーターであり、住民へのスポーツ指導や助言等を行う。

② 文化芸術活動の充実

現状と課題

- 県では、県内在住の障がいのある人等から応募のあった作品を展示、鑑賞する「長野県障がい者文化芸術祭」を開催しています。優秀作品は、県内各地で巡回展示会を行っています。また、障がいのある人の社会参加を促進し、文化芸術活動の振興を図るため、県内の文化芸術活動を行う障がいのある人やその家族、障害福祉サー



ビス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「長野県障がい者芸術文化活動支援センター（愛称：ザワメキサポートセンター）」を令和4年6月に設置しました。

- 県は生活介護及び就労継続支援B型事業所を対象に造形・表現活動調査を実施しています。活動している事業所は増えていますが、活動を指導・支援できる者の育成等の必要があります。
- 障がいのある人の創作活動の発信の場と、その作品を県民が広く鑑賞する機会を増やす等の取組を通して、障がい者文化芸術活動に対する理解と関心を高めていく必要があります。

障がい者文化芸術祭の来場者数等

	R3	R4	R5
会場	高森町	長野市	長野市
来場者数	—	423	806
出品数	520	444	500

※R3年度はWEB開催

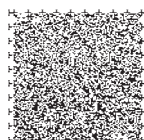
造形・表現活動実施事業所数

年度	回答事業所数	造形・表現活動の内容					
		絵画	書	織物・編物	音楽	ダンス	その他
R元	75	61	33	28	39	17	16
R2	103	82	42	38	56	12	22
R3	101	82	43	51	50	15	20

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 文化芸術活動の支援
 - ・ 長野県立美術館において「障がいのある方のための特別鑑賞日」の開催等を行う「インクルーシブ・プロジェクト」を実施し、障がいの有無等を超えてアートを体験できる機会を提供します。
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（愛称：ザワメキサポートセンター）と信州アーツカウンシルの連携により、障がいのある人の創作活動や発表の機会の拡大に取り組みます。
 - ・ ザワメキアート展※、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸能発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（愛称：ザワメキサポートセンター）によるアート作品のレンタル事業等を通じて、障がいに対する理解の促進や障がいのある人の収入アップを支援します。
 - ・ 関係者とのネットワークづくりや研修会の開催を通じて、障がいのある人の才能の発掘や指導者の人材確保を図ります。



第26回長野障がい者文化芸術祭



第25回文化芸術発表会



【用語解説】

※ザワメキアート展：障がいのある人の創作活動の場と創作した芸術作品を広く鑑賞する機会を設け、障がい者の文化芸術活動の振興を図ることを目的として開催する県内の障がいのある人を対象とした美術作品展。(H28～)

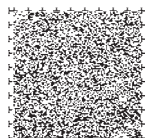
③生涯学習の推進

現状と課題

- 障がいのある人が学校卒業後も生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要です。
- 文部科学省が行ったアンケート調査において、障がいのある人の生涯学習の機会が不足している現状が示されました。
- 障がいのある人の生涯を通じた学習機会の確保、障がいのある人が利用しやすい様式を通じて文化的な作品を享受する機会を確保することは一層重要な課題として取り組んでいく必要があります。



※平成30年度学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査（文部科学省）



施策の展開・方向性

- 生涯学習の推進
 - ・ 関係機関と連携して、障がいのある人が生涯にわたって学び続けられる環境を整備します。
- 読書環境の整備
 - ・ 誰もが読書に親しむことができるよう市町村と県が協働で整備した電子図書館「デジとしよ信州※」が必要な方に活用されるよう、公共図書館をはじめ福祉関係団体や特別支援学校等と連携して周知・利用促進に努めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
読書環境整備	「デジとしよ信州」を活用した読書バリアフリーにかかる周知・利用促進の場づくり	実施回数	2	40 (累計)

【用語解説】

※デジとしよ信州：県内全77市町村と県が協働で導入・運営する、長野県民はいつでも誰でもどこからでも使える電子図書館サービス（R4.8開始）

④ レクリエーション活動の推進

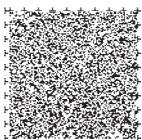
現状と課題

- 外出を楽しんだり旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される環境整備が必要です。
- アウトドア用車椅子を使用することで、車椅子利用者も山岳高原観光地での散策が可能になるなど、今後も新しい機器の開発・普及に伴い、社会参加の機会の拡大が期待されます。

障がいがあるために、あきらめたり妥協したこと（回答数 1,058 複数回答）

- ・ 旅行や遠距離の外出 24.7 %
- ・ スポーツ・文化芸術活動 12.8 %

（出典：障がいのある方の実態調査 令和4年 障がい者支援課）



施策の展開・方向性

- ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信
 - ・ 年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。
 - ・ ユニバーサルツーリズムの取組地域を拡大するため、実務専門人材の育成や観光地における機運醸成を図ります。
 - ・ モデルコースや観光地、宿泊施設等のバリアフリー情報の提供を推進します。
- バリアフリー情報の提供
 - ・ 誰もがバリアフリー情報を簡単に取得できるよう、効果的な取組について研究します。



アウトドア用車椅子を使用することで、通常の車椅子で困難な山の散策などを楽しむことができます。



肢体不自由の人でも「デュアルスキー」を使用して、冬のスポーツを体験できます。

(3) 移動支援の充実

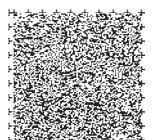
現状と課題

- 移動支援事業は、屋外での活動が困難な障がいのある人等に対して、外出の支援を行う事業であり、重度の視覚障がいがある人に対する移動支援については、平成23年10月から同行援護サービスが創設されました。

地域生活支援事業の中で大きな割合を占める移動支援事業は、障がいのある人の社会生活に必要なサービスであることから、今後もニーズの高い事業であり、必要なサービスが提供されることが重要です。

- 県では、重度の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある人に身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付を行っています。

身体障がい者補助犬利用者が社会参加できる機会が増える中、宿泊施設や観光施設などの不特定多数の人が利用する施設で身体障がい者補助犬の同伴を拒否される事案が発生しています。引き続き事業者のみならず広く県民に対しての広報、啓発を行



い、身体障がい者補助犬利用者が安心して安全に生活できるよう、理解の促進を図る必要があります。

身体障がい者補助犬給付事業による給付頭数

年度	S56~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	累計
盲導犬	93	4	4	1	1	1	2	1	1	108
介助犬	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
聴導犬	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(障がい者支援課調べ)

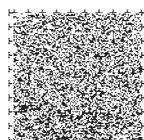
身体障がい者補助犬相談窓口【相談受付状況】(H29~R4 年度)

相談内容	件数	うち県外施設
飲食店での同伴拒否	2	0
宿泊施設での同伴拒否	4	2
その他観光施設等での同伴拒否	5	0
計	11	2

(障がい者支援課)

施策の展開・方向性

- 移動支援事業の充実
 - ・ 各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。
また、市町村が必要なサービスを提供できるように、国へ十分な予算の確保を要望します。
- 自動車運転訓練の実施
 - ・ 総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や、運転免許は所持しているが障がいにより運転が困難になった人に対し運転習熟訓練を行います。
- 身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進
 - ・ 必要とされる人に身体障がい者補助犬の給付を行います。
 - ・ ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び事業者の理解を促進します。



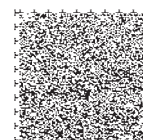
(4) 情報・コミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 令和4年5月、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。法では、地方公共団体の責務として、障がい者、障がい児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重した上で、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施することとされています。
- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろうなどの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用をはじめ、担い手となる手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読奉仕員等の養成及び派遣を実施しています。

市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の普及とともに、増大する需要に対応するため、意思疎通支援者の養成と資質の向上に努めていく必要があります。
- 情報提供体制の充実を図るため、字幕入りDVDの製作・貸出しのほか、県ホームページのアクセシビリティ向上や、知事会見における手話通訳の実施及び文字情報の提供などを行うとともに、上田点字図書館等による点字図書、デイジー図書、CD等の貸出しのほか、音声コード*の普及を進めています。
- 社会生活の充実のため、聴覚障がいのある人に対して日常生活に必要な訓練を行うとともに、視覚障がいのある人に対して、点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や福祉機器の活用方法等の講習会を開催しています。
- 意思疎通が困難な人に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症の認知度は極めて低く、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。
- IT技術の進歩と普及により、家にいながらにして、情報の取得・発信、就労などが可能となりつつあり、障がいの有無にかかわらず、ITを活用して社会参加や仕事ができる機会が拡大しています。

このため、とりわけ障がいのある人のITに関する知識・能力の向上、パソコン



等関連機器の利用環境の整備等、IT活用を総合的にバックアップする体制整備が必要です。

- 令和4年に県が実施した調査では、知的や精神に障がいがある人から「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」ことがあることや、「複雑な文章表現ではなく、わかりやすく簡潔な文章にしてほしい」「難しい言葉や早口ではなく、ゆっくり丁寧に説明がほしい」という回答が多く寄せられています。

手話通訳・要約筆記者養成事業

区 分		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
手話通訳者※1	合格者数	2	6	2	5
手話通訳士※2	合格者数	1	コロナの影響 で中止	0	2
要約筆記	修了者数	18	コロナの影響 で中止	26	24

※1 手話通訳者全国統一試験に合格した者

※2 手話通訳士試験（手話通訳技能試験）に合格した者

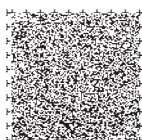
点訳・朗読奉仕員養成事業

区 分		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
点 訳	参加延人数	608	336	188	292
朗 読	参加延人数	669	253	270	370

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 意思疎通支援者の養成・派遣
 - ・ 情報保障の確保のため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成研修、派遣の実施を行うとともに、資質の向上に努めます。
- 点訳・朗読奉仕者の養成
 - ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、失語症者の多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために必要なコミュニケーション技術を習得した意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣事業の実施に向け、関係団体と連携を図りなが



ら取り組みます。

- 情報提供体制の整備
 - ・ 障がい特性に応じた情報提供のためのツール（UD トーク等）の活用、字幕入りDVDの製作・貸出しや、点字図書、デイジー図書、CD図書、カセットテープ等の貸出しを行います。
 - ・ 県ホームページのアクセシビリティの向上、知事会見時における手話通訳の実施及び文字情報の提供、県広報紙の点字版・CD版の作成等、障がい特性に配慮した多様な手段や方法による情報伝達を行います。
- ITコミュニケーションの支援
 - ・ 障がいのある人のIT機器を活用した情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。
- 情報保障・コミュニケーション支援の充実
 - ・ 当事者や関係者の意見を聞きながら、情報保障・コミュニケーション支援の充実に努めます。
 - ・ 知的障がいや精神障がいがある人にも情報が分かりやすく伝わるよう、合理的配慮の提供及び事前的改善措置の好事例を周知します。
- 補聴器購入に対する助成
 - ・ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。
また、国に対しては、加齢性難聴を含めて補装具費支給制度の対象の拡大又は新たな補助制度の創設を要望します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
手話通訳者の登録	手話通訳者養成講座の実施	人	166	173
要約筆記者の登録	要約筆記者養成講座の実施	人	119	126

【用語解説】

※音声コード：紙に印刷される約2cm四方の画像データ。

